

箱根町 地域福祉活動計画

令和3年3月

社会福祉法人箱根町社会福祉協議会

目 次

<u>第1章</u>	<u>第6次計画策定のねらい</u>	1
1	第5次計画までの成果と課題	2
2	計画の性質と特徴	6
3	計画の構成と期間	6
4	計画策定の視点	7
<u>第2章</u>	<u>箱根町における福祉ニーズの実態と取り組み目標</u>	9
1	箱根町の現況	10
2	箱根町におけるニーズの実態	10
3	第6次計画の取り組み目標	15
<u>第3章</u>	<u>基本計画</u>	17
1	基本理念	18
2	基本構想	18
<u>第4章</u>	<u>実施計画</u>	21
1	「総合相談部門」	22
	(1) 箱根町の福祉に関する相談を丸ごとワンストップします	
	(2) つながり続ける支援「伴走型支援」を行います	
	(3) 一つの相談は地域の困りごとへ。気にかけあう関係を広めます	
2	「地域福祉推進部門」	25
	(1) 様々な世代・分野がつながる社会参加の場を広げます	
	(2) 「支えられる側」から「支える側」へ。地域の力で解決できる仕組みを共に考えます	
	(3) 地域の福祉活動に関する情報発信と共有の促進を図ります	
3	「ボランティア部門」	29
	(1) だれもが参加できるボランティア活動を推進します	
	(2) 新たな世代・分野のボランティアを育成します	
	(3) 災害に強い福祉のまちづくりを目指します	
4	「在宅福祉サービス部門」	32
	(1) 福祉サービスの情報提供の体制を整えます	
	(2) 必要な時に必要な人にサービスが提供できる安心したまちづくりを目指します	
<u>資料編</u>		35
1	第6次箱根町地域福祉活動計画策定要綱	36
2	計画の推進に向けて	37

第1章

第6次計画策定のねらい

1 第5次計画までの成果と課題

(1)これまでの経緯

箱根町社会福祉協議会は、地域福祉の中核・拠点として地域福祉活動の推進を目指して、平成3年度から平成7年度までの5年間にわたる「箱根町社会福祉協議会発展計画」を作成した後、平成8年度から現在に至るまで5年毎に「箱根町地域福祉活動計画」を策定し、行政を始め関係各機関・団体等との連携を深めながら、地域福祉の実現に取り組んできました。

近年では平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの第5次計画を策定し、箱根町が策定した「箱根町地域福祉計画」と一体となって、地域福祉の推進に取り組んできました。

(2)第5次計画の成果と課題

第5次計画では、I 地域福祉活動部門、II 社協が構築する支援体制部門、III 災害に強い地域づくり部門、の3部門に分けて取り組み目標を設定し活動を行ってきました。

取り組み目標の成果と課題は次のとおりです。

I 地域福祉活動計画部門

みんなが福祉活動に参加できるまちづくりとして推進してきた地域福祉活動計画部門では、「ふれあいいきいきサロンの推進」、「ボランティア活動の促進」、「地域の人材育成」、「新たな活動の構築」、について重点的に取り組んできました。

1)「ふれあいいきいきサロンの推進」

現状

現在 町内の様々な地域で計 11箇所のサロン活動が住民主体により展開され、活動内容は男性向けのものや趣味のつながりなど、内容も多様で活動も充実してきました。サロン活動による人と人とのつながりが、困りごとを抱える人の孤立を予防し、住民が主体となって行う活動は、地域の支えあいの土台となっています。

課題

- ・サロン活動の内容は充実化し、「だれでも参加できる憩いの場」として活動してきましたが、参加者は高齢者が中心となっており、児童や子育て世代などが参加する「居場所」の充実が課題です。

- ・世代や分野に関わらず、多種多様な人と人とのつながることができる新たな地域づくりを進めることで、世代間交流が生まれ、さらなる地域の支えあい・町の活性化につながります。
- ・交通事情や、地形等、住民の移動事情を考えると小さい地域での活動の充実化と、町全体での横のつながり、の2つのつながりを強めていく必要があります。

2) 「ボランティア活動の推進」「地域の人材育成」

現 状

社会福祉協議会が進めてきたボランティア活動の普及啓発と、住民の主体的な活動により、雪かきボランティアをはじめとしたさまざまなボランティア活動は、地域にとってより身近な活動になりました。

令和元年度からは、観光の町としての箱根の特性を生かし、福祉観光ガイドボランティアの育成に取り組み、地元企業との連携を深め、多分野が協働した福祉のまちづくりが展開されています。

課 題

- ・ボランティア活動は、まだハードルの高い「特別なこと」と感じている方も多く、「当たり前のこと」、として、だれもが活動しやすくお願ひしやすい身近な活動になるよう、さらなる普及啓発を行っていく必要があります。
- ・ボランティアメンバーの高齢化が進み、ボランティア団体も年々減少傾向にあります。若い力を生み出すための福祉教育の充実化や、福祉分野以外の企業などとの連携したまちぐるみでの福祉活動、団体の活動のきめ細かいサポート、などを進めていく必要があります。

3) 「新たな活動の構想」

現 状

ここ数年で福祉を取り巻く環境も大きく変わり、公的サービスや社会保障制度に加え「第三の力」である、地域の力に注目されるようになってきました。

箱根町においても日常の「ちょっとした困りごと」について地域のたすけあいの力で解決できるよう、平成28年度から新たな取組として、住民主体による生活支援サービスが一部の地域で始まりました。平成30年度からは生活支援コーディネーター（生活支援サービスのコーディネート役）が配置され、さらなる生活支援サービスの充実に向け活動しています。

各地域では、自分たちの地域の課題を考える「地域のことを話し合う会」が住民主体により開催され、地域で困りごとを解決する取組が行われてきました。

地域包括支援センターでは、高齢者の個別事例の検討会を重ね、高齢者の困りごとについて、ゴミ出し支援などの新たな福祉サービスが生まれました。

課題

- ・地域の困りごとは、「誰かがやってくれる」ではなく「自分たちの問題である」と一人一人が認識し、住民・関係団体・行政が共通の認識をもって取り組んでいく必要があります。
- ・地域の福祉活動を広めていくには、困りごとを把握し、地域の課題について考え、地域で話し合い解決していくプロセスが重要です。そのためにも、困りごとを把握する機能、地域で話し合う機会、をさらに充実していくことが求められます。
- ・地域の力ではできないことに対して、公的サービス等の充実を図っていくなど、自助・互助・共助・公助の役割を明確化していく必要があります。

II 社協が構築する支援体制部門

問題が多様化、複合化する福祉課題に対し、困りごとが相談できる・しやすい体制を充実するため、社会福祉協議会を中心とした、「総合相談事業の機能充実」、「権利擁護事業の推進」、「在宅福祉サービスの確保と強化」を推進し、相談に関する支援体制の構築、について重点的に取り組んできました。

1) 「総合相談事業の機能充実」

現状

どこに相談すればいいかわからない困りごとや、介護や障がいといった制度を重複する相談など、多様化、複合化する福祉の相談が増えています。

このような相談に対し、様々な相談窓口を持つ社会福祉協議会の特性を生かし、箱根町社会福祉協議会では、総合的な相談対応を行っています。

箱根町社会福祉協議会では、これまでの介護事業に加え、平成29年度に障がい福祉分野の地域活動支援センター事業を受託し、障がいのある方の相談窓口を強化し、令和元年度以降は、新型コロナウイルスの影響により急増する生活困窮に関する相談窓口を強化してきました。

これらの複数の相談窓口が横の連携をもつことで、多様化・複合化する福祉の相談をワンストップする“福祉の総合相談窓口”として活動しています。

少しずつ「困ったら社協」という意識が住民にも浸透してきています。

課題

- ・近年、福祉の相談は、8050問題など、個人単位から世帯単位での支援が必要となっています。相談内容も制度や属性にとらわれず、一体的に相談を受け付ける体制作りが必要です。
- ・相談対応は一時的に解決しても、生活環境やライフステージの変化により、困りごと

は度々発生します。「また困った」「どこに相談すれば」というときに「いつでも相談できる相手がいる」ことが、最後まで安心してこの町で暮らし続けるためには必要です。

・相談できないまま社会から孤立することを予防するため、専門職による関わりと共に、困りごとを抱える人に対して、地域が気付き気にかけあう関係性を広めることが重要です。困りごとを抱えず、町全体で相談しあえる環境・関係作りを進めていくことが望まれます。

2) 「権利擁護事業の推進」

現 状

認知症による判断力の低下や、ひきこもり、孤立、虐待といった深刻な権利に関する問題に対して、専門機関や民生委員・児童委員、関係団体、相談機関、行政等が連携し専門的支援を行いながら、地域で見守る体制作りを目指し、認知症サポーター養成講座や、権利擁護に関する住民向け講座の開催などを行い、専門職と地域が連携した見守り、その解決や予防に向けて取り組みを行っています。

課 題

- ・高齢化に伴う認知症患者の増加が続いていることにより、判断能力の低下により適切なサービスの利用が出来なかつたり、気づかぬうちに自分自身の権利を侵害してしまうことなどが起きています。認知症になってしまっても住み慣れた地域で、その人らしく暮らしていくけるまちづくりをさらに推進していく必要があります。
- ・少子化や地域の隔たりにより、子ども同士のかかわりが薄れ、子どもの孤立化が心配されます。児童虐待などの深刻な問題に発展しないよう、町全体で見守ることが重要です。

III 災害に強い地域作り部門

阪神淡路大震災以降、被災地でのボランティア活動の重要性は広く周知され、災害時に災害ボランティアセンターのもつ役割は非常に重要なものとなっています。箱根町においてもいつどこで発生するかわからない大規模災害に備え、「災害ボランティアの推進と体制づくり」を進めてきました。

1) 「災害ボランティアの推進と体制作り」

現 状

急増する自然災害に伴い、箱根町社会福祉協議会では平時から災害ボランティアセンターの設置訓練と、災害ボランティアの普及啓発に積極的に取り組んできました。

ここ数年は箱根町の総合防災訓練に参加し、住民と協力した災害ボランティアセンターの設置訓練を行ってきました。令和元年台風 19 号災害時には、ボランティアセンターによる災害ボランティア活動が実施され、町内のボランティアの協力により被災宅の支援を実施しました。

このような活動を通じて、地域の福祉施設や関係団体との災害時の協力体制の強化を図り、災害に強いまちづくりの一環として、住民と地域の連携により災害時のボランティア活動を行う体制作りを行ってきました。

課題

- ・今後もいつ発生するかわからない災害に対し、必要に応じ災害ボランティアセンターが速やかに設置され、機能的に運営されるよう体制を整えておく必要があります。
- ・災害時のボランティアは住民に限らず、地域の企業や福祉関係団体等との協力体制を強化し、町全体で協力しあえる関係、平時からの連携作りが望まれます。

2 計画の性質と特徴

箱根町が策定する「地域福祉計画」が、地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める指針であるのに対し、箱根町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は「地域福祉計画」の推進・調整役として、“福祉のまちづくり”をより具体的にすすめていく計画としての性質をもちます。

行政と社会福祉協議会が、同じ理念や方針のもと、計画策定委員会や住民懇談会等を通じて連携を図り、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が一体性をもって策定されることでさらなる地域福祉の推進が図られるという特徴があります。

社会福祉協議会は、この計画を住民と共に関係機関と連携し計画を策定していく役割を担っています。

3 計画の構成と期間

この計画は、箱根町社会福祉協議会の基本理念の実現を目指し、基本構想・基本計画・実施計画で構成しています。計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間としています。

(1) 基本構想

箱根町社会福祉協議会の基本理念である「心豊かで生きがいのある福祉のまちづくり

り」の実現に向け、計画期間中に進める組織基盤の強化や実践方法の骨組みについて定めています。

(2) 基本計画

基本構想で定めた骨組みの各部門を融合させることによって、基本理念の実現を図っていく図式を定めています。

(3) 実施計画

基本計画の具体的な実践方法について定めています。住民や関係団体等の要望、計画事業の進捗状況を踏まえて、毎年度見直しを図り計画的に実施します。

4 計画策定の視点

この計画を策定していく上で、次の2点を基本的視点として計画策定を行いました。

- ① 箱根町の策定する地域福祉計画との整合性を図り、住民の声やこれまでの活動結果に基づく、地域特性・住民ニーズを十分認識して計画作りを行うこと
- ② 箱根町の策定する地域福祉計画に基づき、地域福祉推進における箱根町社会福祉協議会の基本的な考え方を念頭に、各種福祉関係団体との連携を意識し、より具体的な取組方法を明らかにすること。

第2章

箱根町における福祉ニーズの実態と 取り組み目標

1 箱根町の現況

(1) 地勢

箱根町は神奈川県の南西部に位置し、都心から約 80 km の距離にあり、北は南足柄市、東は小田原市、南は湯河原町、西は静岡県 3 市 2 町と接しています。町面積の大部分は山岳地帯からなり、住民が居住する区域でみると、隣接する市町とは地理的に大きく隔たれています。

昭和 31 年 9 月 30 日に旧 5 か町村（湯本町・温泉村・宮城野村・仙石原村・箱根町）が合併し、現在の箱根町に至っていますが、旧来より国際観光都市として内外にその名を知られ、多くの観光客が訪れる風光明媚な自然と歴史あふれる町です

(2) 箱根町の地域福祉を巡る現状

箱根町の人口は平成 28 年から令和 2 年（各 9 月末時点）の 5 年間で、12,016 人から11,243 人へ減少しており、その一方で高齢化が進行し、高齢化率は平成 28 年度末の35.9%から令和 2 年 9 月末で37.9%へ増加しています。さらには少子化も著しく、年少人口（0 歳～14 歳）の構成比は平成 28 年 9 月末7.7%から令和 2 年 9 月末6.4%へ減少しています。このような少子高齢化が進行する中、世帯構成にも近年大きな変化が見られ、箱根町における平均世帯構成人数は令和 2 年時点で1.66 人となっており、神奈川県内で最も少ない世帯構成人数となっています。これらのデータは、要介護要支援高齢者の増加のみならず、過疎化による地域のつながりの希薄化や、買い物や調理、掃除、ゴミ出し、外出、といった、本来家族が担っていた役割である日常生活を営むために必要な活動への支援が必要であることを示しています。

また、住民を取り巻く地域の現状は、日本有数の温泉地であり国際観光都市という華やかさを持つ箱根町ですが、その一方生活環境としては、観光シーズンを中心に発生する交通渋滞や、隔てられた生活圏域などから、通勤、通学、受診や買い物など移動に関する課題は多く、住民同士の関わりも小地域（旧町村）単位でのつながりが中心となっています。

住民の少子高齢化、家族や地域のつながりの希薄化、日常生活の利便性、など複合化した福祉課題に対し、地域の力による新しい支援の方法や、つながりの再構築、担い手不足の解消などが求められています。

2 箱根町におけるニーズの実態

地域福祉活動計画を策定するにあたり、箱根町における福祉ニーズの実態を把握するため、箱根町において実施した「地域福祉推進のためのアンケート調査」の結果をもとに、計画策定のポイントをピックアップしました。

(1) アンケート調査の結果から

○地域の福祉活動に関するアンケート調査結果

【あなたは、現在の箱根町の住みよさをどのように感じていますか。】

「住みよい」、「どちらかといえば住みよい」が約6割、「住みにくい」、どちらかといえば住みにくい」が約4割の結果となり、半数近くの方が住みにくさを感じています。年齢別にみると特に若年層の方が住みにくさを感じています。

【地域社会におけるかかわりについて、あなたはどうお考えですか。】

「隣人との支えあい助け合いなど、付き合いを大切にしたい」という住民が約8割となっています。一方、「時間に余裕がある人や、やる気のある人が地域に関わればよい」という住民が増えている傾向があります。

隣近所との支えあいが重要であると認識しているものの、時間に余裕がなかつたり地域に関わるきっかけがないと地域への関心が薄れてしまいがちです。

【近所に住む「ひとり暮らしの高齢者」、「寝たきりの高齢者や障がいのある方がいる家庭」、「子育てをしている家庭」に対する支援（日常生活上のお手伝いなど）について、あなたができる手助けはありますか。】

【あなたやあなたの家族が高齢になったり、病気や事故などで日常生活が不自由となったとき、地域の人にしてもらいたいことはありますか。】

自分でできる手伝いは、「ごみ出しを手伝う」と「話し相手・相談相手をする」という意見が多く、地域の人にしてもらいたいことは、「通院や施設への送迎をする」と「買い物の手伝い」という意見が多くなっています。

一人一人にできることと、地域の人にしてもらいたいことはギャップがあり、自分たちでできないことの手助けをする地域の担い手が求められます。

【あなたは、昨年1年間に自治会などの地域の活動や行事に参加しましたか。】

町全体では4割超の参加率で、参加率は地域によりばらつきがあり、温泉地域が約6割、箱根地域が約5割、湯本・宮城野・仙石原地域は約4割となっています。参加しなかつた理由は、40～64歳は「参加したいが活動内容が分からぬ」という意見が目立ち、65～74歳は「参加したい活動や行事がない」という意見が目立ちました。

地域ごとに活動内容や参加の意思に違いがみられるほか、中年層向けの活動や周知が不足していることや、65歳以上の方が参加したい活動が地域に少ないことが伺えます。

【あなたは、どのような活動を地域の人たちが協力して取り組んでいくことが必要だと思いますか。】

必要だと思う活動内容は「災害時の避難・救助や防災対策」、「地域の防犯活動」という意見が多く、その他「一人暮らし高齢者の見守り活動」、「健康づくり活動や介護予防の活動」、「高齢者世帯への生活支援」、といった高齢者に関する取り組みが必要だという意見が上位となっています。ただし、少數ながら「世代間の交流活動」や「障害のある方への支援」、「子育ての相談や預かり等の子育て支援」、「生活困窮者への生活支援」などの意見もあり、住民それぞれ福祉課題はさまざまであり、福祉課題は多様化・複雑化している様子が伺えます。

○福祉の相談に関する調査結果

【あなたは、毎日の暮らしの中で、主にどのような悩みや不安をお持ちですか。】

全体では「自分や家族の健康に関するここと」という意見が最も多く、次いで「災害に関するここと」、「生活費等の経済的なこと」と続いています。年齢区分別では若年層に「生活費等の経済的なこと」が約4割と多くなっています。「特にない」という意見は約1割となっており、ほとんどの方が毎日の暮らしに悩みや不安を持っています。

【日頃の生活での困ったことについて、誰（どこ）に頼んだり、相談したりしますか。】

全体では「同居の家族・親族」、「友人・知人」、「別居の家族・親族」という意見が多くなっています。家族構成別では、ひとり暮らしやひとり親世帯は「誰にも頼まない、相談しない」という意見が多くなっています。「社会福祉協議会」や「ケアマネジャーホ

ームヘルパー等」、「民生委員・児童委員」といった相談機関に相談するという意見は全体の1割にも満たず、悩みや不安を持っているものの、相談機関へうまくつながっていません。

【あなたは「箱根町社会福祉協議会」を知っていますか。】

前回調査と比べて「名前も活動も知っている」という住民の割合が全体の約4割となつておらず、前回の調査から増加しています。しかしながらまだ約4割の住民は「箱根町社会福祉協議会」を知っているが活動内容はわからず、約2割の住民は名前も活動内容も知らない、という結果となっておりさらなる周知が必要です。

【「箱根町社会福祉協議会が行っている地域福祉活動を知っていますか。】

「介護事業」が6割超と最も高く、次いで「ボランティアセンター活動事業」、「地域包括支援センター」と続いています。一方、「地区社協」や「サロン活動」、「生活支援コーディネーターの配置」など地域の福祉課題の解決に向けた活動は認知度が低い状況です。

【あなたが「箱根町社会福祉協議会」に期待することは次のどれですか。】

「障がいのある方や高齢者など、生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」、「地域の福祉課題に積極的に取り組むこと」について、全体の約4割が期待しており、次いで「福祉、ボランティア、住民活動の中心的役割を果たすこと」の割合が多くなっています。「介護サービス提供者として中心的役割を果たすこと」は全体の約3割を切っており、介護事業の活動が周知されているものの、住民が期待する活動は相談機関としての役割や、地域の福祉課題の解決・ボランティアや住民活動の中心としての役割となっています。

○ボランティア活動に関する調査結果

【あなたは昨年1年間で、ボランティア活動に参加しましたか。】

全体の参加率は約1割ですが、条件次第で参加したいという住民を含めると、住民の

6割が活動への参加に肯定的な状況です。肯定派は、40～64歳の男性や65～74歳の女性で比較的多くみられます。

【どのような条件が整えば、ボランティア活動に参加したいですか。】

「自分に合った時間、内容であること」という意見が最も多く、「友人や仲間と一緒にできること」、「活動に関する情報が十分提供されていること」という条件をあげる住民が増えています。

条件次第でボランティアに参加したいという意見に対し、自分の時間・経験や趣味を生かした活動、活動内容の周知、これらを整えていくことが課題です。

○福祉サービスに関する調査結果

【高齢者、障がい者、生活などに関する福祉サービスの情報はどこから入手していますか。】

入手先は、「町の広報はこね・回覧」という意見が最も多く、次いで「自治会の回覧板」となっています。「社会福祉協議会の広報」、「福祉サービス事業所またはその職員」、「福祉の関係団体」の割合は全体の約1割程度に留まっており、社会福祉協議会や福祉関係団体の情報提供の充実が課題です。

【誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域の福祉を充実させていくうえで、箱根町が力を入れるべき点は何だと思いますか。】

「福祉サービスに関する情報提供の充実」と「災害時の避難支援の必要な人への対策」という意見が最も多く、次いで「地域での見守りや助け合い」、「社会的な孤立を予防・解消するための総合的な支援」が続いています。

公助の役割として、充実した福祉サービスまたその情報提供が今後の課題です。

3 第6次計画の取り組み目標

第1章での整理をふまえ、第6次計画の取り組み目標を、4つの部門に分け、それぞれ部門ごとに次のとおり掲げました。

I 「総合相談部門」

- (1) 箱根町の福祉に関する相談を丸ごとワンストップします
- (2) つながり続ける支援「伴走型支援」を行います
- (3) 一つの相談は地域の困りごとへ。気にかけあう関係を広めます

II 「地域福祉推進部門」

- (1) 様々な世代・分野がつながる社会参加の場を広げます
- (2) 「支えられる側」から「支える側」へ。地域の力で解決できる仕組みを共に考えます
- (3) 地域の福祉活動に関する情報発信と共有の促進を図ります

III 「ボランティア部門」

- (1) だれでも参加できるボランティア活動を推進します
- (2) 新たな世代・分野のボランティアを育成します
- (3) 災害に強い福祉のまちづくりを目指します

IV 「在宅福祉サービス部門」

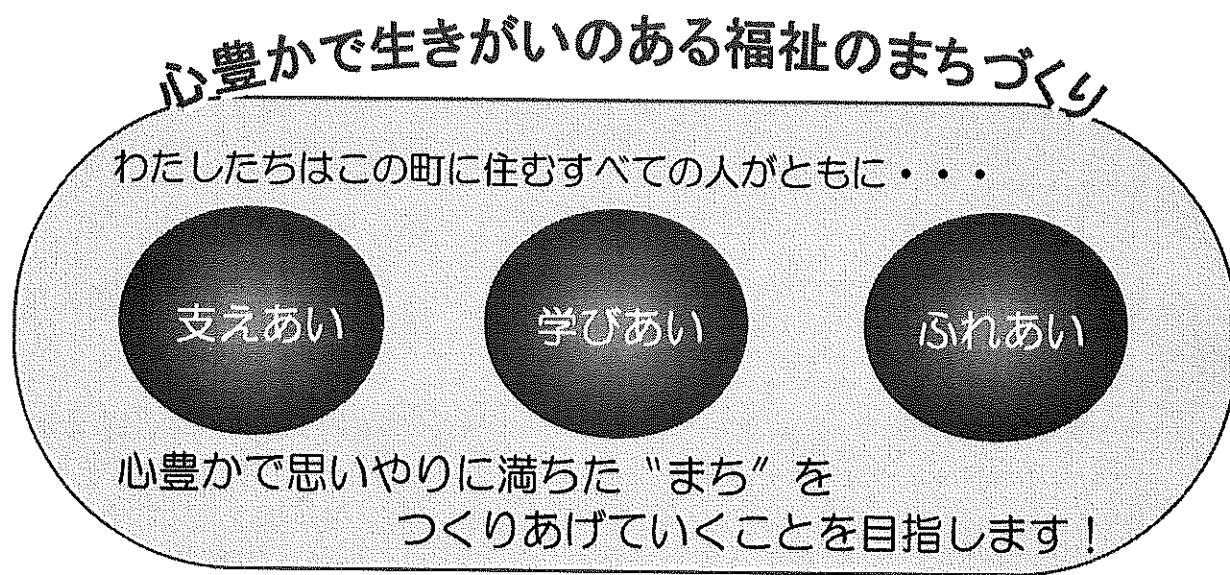
- (1) 福祉サービスの情報提供の体制を整えます
- (2) 必要な時に必要な人にサービスが提供できる安心したまちづくりを目指します

第3章

基本計画

1 基本理念

箱根町社会福祉協議会が住民と共に展開する地域福祉活動は、時代の変化や福祉を取り巻く制度動向によって、常に新たな事業・活動を創生し、発展・進化を遂げてきましたが、根底にある基本理念はいつの時代も変わりません。これは地域福祉活動計画にあっても同様です。第6次計画においても、これまでの基本理念「心豊かで生きがいのある福祉のまちづくり」を目指します。



2 基本構想

(1) 地域福祉活動計画として

地域福祉の中核として、箱根町社会福祉協議会の役割は、箱根町の地域福祉の推進においてますます高まることが予想されます。

第6次計画においても、箱根町社会福祉協議会がこれまで推進・発展を目指してきた次のことについて、継続して取り組んでいきます。

○当事者やボランティアなど、住民自身による組織化を基盤に地域福祉を発展させること

○組織化を進めその系統性を活かし、住民の参加と合意を踏まえた地域福祉の充実を図ること

- 社会福祉協議会自らが生活を支援するシステムや機能を持つとともに、連絡調整機能を活かし、関係機関・団体とのネットワークのもと、住民の生活を支える仕組みを作ること
- 行政が行う地域福祉推進施策について、民間福祉活動の中核体として住民と行政の橋渡しとなること
- 住民参加を基礎に組織力と事業を有機的に結びつけ、地域福祉の総合的展開を担うこと

(2) 計画推進のポイント

地域福祉活動の計画推進にあたり、制度動向や箱根町の特性などから、次の6つの項目を計画推進のポイントとしてピックアップしました。

ポイント1 地域共生社会の推進

共同体機能の低下、人口減少など近年の社会の変化をふまえ、国は市町村における包括的な支援体制を整備するため、【地域共生社会】に向けた取り組みを進めています。これは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、たすけあいながら暮らしていくことのできる地域や社会をつくるという考え方です。

この取り組みを進めていくために、箱根町においても包括的な支援体制を構築するため、「断らない相談支援」の体制強化、人々が社会とのつながりを持つための「参加支援」、地域における多世代・多様な活躍の機会のための「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を強化していきます。

これらの国の動きに合わせた3つの支援が、計画策定・推進の重要な基盤となります。

ポイント2 町内の少子高齢化

町内的人口減少とともに少子高齢化が進み、地域・世代全体で付き合いが希薄化しています。特に高齢者世帯では、これまで本人や家族が担っていた買い物やゴミ出しなどが自分では対処できず、日常生活のちょっとした困りごとを抱える住民が増えています。また、子どもや子育て世代では、少子化により同世代間で相談しあえる関係や居場所が少なくなっています。

このような日常のちょっとした困りごとや悩み事に対し、住民アンケートの結果では、ちょっとした手助けなら自分にもできる、と考えている住民も多いことがわかり

ました。

「これならできる」という地域の力・住民同士のささえあいの力を町全体で育み、ちょっとした困りごとは“地域の支えあい”により、解決できるまちづくりが求められます。

ポイント3 限られた社会資源の有効活用

福祉サービス事業所の減少や、地形による移動の問題等により、箱根町の社会資源は数が限られるうえ、利用できる地域も限られるなど、決して豊富にあるとはいえない状況です。

これらの社会資源の新たな創出に取り組みながら、限られた資源を有効的に使える仕組みつくりが求められます。箱根町の福祉施策と常に連携しながら、町の社会資源の在り方・有効な使い方について見直す必要があります。

ポイント4 住民ニーズの原則・住民と共に推進する計画

地域福祉活動計画は【住民と共に作る計画】です。これらの福祉活動は常に住民のニーズに沿ったものである必要があります。また、この計画を推進するには住民の方々の力がなければ推進できません。そのためには、これからも地域福祉のあり方について住民の方々と常に話し合う場を持ち活動を進めていく必要があります。

住民の方々が「自分たちの問題である」という認識をもち、専門職や福祉関係団体がこの思いを共有し、共に進めていくプロセスを大事にした取り組みを続けます。

ポイント5 行政と各福祉関係団体の連携

箱根町の「地域福祉計画」と一体性をもったこの計画の推進は、箱根町との連携は必要不可欠です。常に箱根町と連携を取りながら、一体となって計画を推進していくことが重要です。

ポイント6 柔軟性・即応性の支援

福祉を取り巻く環境は、それぞれの課題も多様的で問題が複雑・複合化しています。また、自然災害や感染症問題など、いつ何時、個人の福祉課題が発生するか分かりません。社会福祉協議会をはじめとした民間組織としての特性を生かし、柔軟で即応性のある取り組みが必要となります。

第4章

実施計画

1 「総合相談部門」

～どんな相談でもできる町・相談から始まるまちづくりを目指して～

(1) 箱根町の福祉に関する相談を丸ごとワンストップします

課題と目標

近年、福祉に関する相談は、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しています。介護や障がい、生活困窮、引きこもりなど、一つの困りごとが複数の福祉課題となり、結果として、これまでそれぞれの制度で支援していた課題に対し、制度を超えた支援が必要となっています。これは誰にでも起こりうる社会的なリスクとなっています。

このような問題に対し、町の福祉の中核機関である社会福祉協議会の特性を生かし、様々な相談支援を、箱根町社会福祉協議会において一体的に実施し、本人、世帯の属性や年齢などに関わらず一括して相談を受け止めるワンストップサービスを行います。

具体的な取組

- 1) 相談を丸ごと受け止め、専門窓口へつなげる仕組みづくりを行います
 - ・総合相談専門の窓口・専門職の設置（箱根町社会福祉協議会）
 - ・地区担当制相談窓口（コミュニティソーシャルワーカー）によるアウトリーチ型（地域に出向いていくこと）のきめ細かい相談支援の実施
 - ・福祉関係団体との情報共有のためのネットワークの構築
- 2) 関係機関との連携を強化するため、個別ケース会議を開催します
 - ・個別ケースの検討会の実施
 - ・個別ケースをつうじた、福祉関係団体、ボランティア団体、住民、行政等、解決に必要な関係団体との連携の強化
- 3) 福祉分野の研修を実施し、相談の専門家を育てます
 - ・専門職同士の意見交換や研修の実施
 - ・相談支援に関する人材育成
 - ・住民向け福祉講座の開催

☆ワンポイント ~一人一人ができること~

- 問題を個人や家族だけで抱え込まず相談をしましょう。
- お互い相談しあえる関係を築くとともに、積極的に専門機関を利用しましょう。

(2) つながり続ける支援「伴走型支援」を行います

課題と目標

福祉の困り事は一時的に解決しても、この町で暮らし続けていくなかで生活の変化やライフステージの変化により、多様で複雑な問題が発生します。この町で長く生活していく中で、相談から生まれる信頼関係は、いざというときの大変な支えとなります。解決だけに目を向けず、相談を通じた関係性は、その後の緩やかな見守りにつながります。

「また困った」という時でも、相談支援の関係を継続的に続けていき、いつでも相談できる相手がいることで、いずれは自律した生活ができるように、本人を中心とした伴走型の支援を行います。

具体的な取組

- 1) 伴走的な相談支援を実施します。
 - ・相談をつうじた人と人との関係性の構築
 - ・専門職や地域での緩やかな見守りの実施
- 2) 箱根町で安心して暮らし続けられる長期的な関わりを継続します
 - ・相談会等での、民生委員・自治会・各相談窓口との定期的な情報交換

☆ワンポイント ~一人一人ができること~

- 話しづらい悩みや相談に配慮したかかわりを意識しましょう
- 相談の解決ばかりに目を向けず、相談をつうじたかかわりを大切にしましょう
- 自分で相談することができない子どもや高齢者などは特に変化に注意しましょう

(3) 一つの相談は地域の困りごとへ。気にかけあう関係を広めます

課題と目標

困りごとを抱えながらも、高齢や障がいによる判断能力の低下や、相談しづらい悩み事、どこに相談していいかわからない、など、相談が思うようにできないと、困りごとを抱えたまま社会から孤立してしまいます。専門職による関わりのもと、困りごと

を抱える人に対して、地域が気付き、気にかけあう関係性を広めることで、相談しやすい・相談に気付ける地域を目指します。

具体的な取組

- 1) 一人の困りごとを地域で共有し、地域で気にかけあう関係を広げます
 - ・サロン活動等、地域のことを気軽に話し合える機会や、相談できる場所の推進。
 - ・地域ケア会議（地域包括支援センター）の実施。
- 2) 地域の企業・法人等との連携をはかり、住民や福祉分野に限らない町全体の見守りシステムを構築します
 - ・住民や企業向けの認知症サポーター養成講座や福祉講座の実施
 - ・町内の社会福祉法人の地域福祉活動の推進

☆ワンポイント ~一人一人ができること~

- 児童や高齢者などの地域の見守りが必要な人を、地域の一員として地域で見守る意識を持ちましょう
- 住民向けの認知症サポーター養成講座や福祉活動の広報に目を向け、高齢者や障がい者への理解を深め、自分でもできる見守り活動を増やしていきましょう

2 「地域福祉推進部門」

～地域のつながりが生み出す人と人との支えあいを育みます～

(1) 様々な世代・分野がつながる社会参加の場を広げます

課題と目標

現在、町内のサロン活動は、各地域においてつながり・社会参加の場としてなくてはならないものとなっています。しかしながら参加者は高齢者などに偏りが見られ、地域での新たな出会い・つながりが作りにくい状況です。

地域にとってだれもが参加できる・参加したい居場所があることは住民の生きがいにつながり、参加したことで生まれる新たな【学び】・【出会い】・【関係】は、新たな地域の支えあいにつながります。

世代・分野をこえた新たな地域づくりに取り組み、地域の輪を広げます。

具体的な取組

1) サロン活動のさらなる推進を図ります

- ・男性向けサロンや、趣味のつながりのサロンなど、多様なサロン活動の推進
- ・サロン団体のネットワークを作り、情報交換などをつうじた活動内容の充実化

2) 子育て世代や児童など新たな世代・当事者が参加できる居場所を作ります。

- ・子育て広場（仮）などの子育て世代の交流の場の創設
- ・子ども食堂や生活困窮者支援の場などの困りごとを抱えた人が集まる居場所作り

3) 地域の企業や関係機関と連携し、買い物や趣味などを通じたまちぐるみの世代間交流の場、はこねマルシェ（仮）を開設します。

- ・地域の特性に合わせた買い物や趣味などをつうじた世代間交流の場、はこねマルシェ（仮）の展開
- ・それが役割を持つ「住民参加の場」を創ることによる、社会参加機会の確保
- ・地域で多種多様な地域の担い手がつながることによる新たな福祉活動の展開の推進

☆ワンポイント ~一人一人ができること~

- 地域の行事や、趣味、仕事などをつうじて様々な世代と多様なかかわりを持ちましょう
- 一人一人が地域づくりの一員であることを意識し、「自らの地域で活躍したい」「地域を元気にしたい」という気持ちを持ちましょう。

(2) 「支えられる側」から「支える側」へ。地域の力で解決できる仕組みを共に考えます

課題と目標

町内の高齢化が進み高齢世帯が増加したことにより、公的サービスや社会保障制度による福祉サービスではまかなえない、生活のしづらさや、ちょっとした困りごとを抱える人が増えてきています。高齢者に限らずどのような世帯であっても、近年地域のつながりが希薄化しており、これまで隣近所にお願いしていたことなどが思うようにお願いできないことも増えました。

これらの困りごとの支援に対し、地域の支えあいにより解決できるまちづくりを目指し、「これならできる」「自分たちで解決する」という思いを形にするため、地域の困りごとを話し合う場作りや、生活支援団体の運営補助・推進活動を展開します。

具体的な取組

- 1) 小地域による地域のことを話し合う会を開催し、地域の課題を把握します
 - ・地域のことを話し合う会による地域の問題や資源等の把握・分析
 - ・評価の実施（地域アセスメント）
 - ・地域課題の把握。
- 2) 地域の課題に対して、一人一人ができること、隣近所で助け合える活動に取り組みます。
 - ・1人1人ができる取り組みの支援（介護予防の普及啓発等）
 - ・団体活動や組織活動にとらわれない、隣近所の助け合いの普及啓発
- 3) 生活支援（ちょっとした困りごと）サービスの創出、運営の支援を行います
 - ・専門職（生活支援コーディネーター等）による生活支援サービスの運営支援、

発足支援

- ・活動のための研修、新たな担い手の確保のための既存団体とのつながり作り（老人クラブや社会福祉法人等）

☆ワンポイント ~一人一人ができる事~

- 地域の団りごとを共に話し合い、安心して生活するために必要な地域の課題について考えましょう
- 地域の課題は、「誰かが解決してくれる」ではなく「自分たちの問題である」という認識を持ち、一人一人ができる取り組みを進んで行いましょう。
- ちょっとした団りごとなら、隣近所との「お互いさま」の関係で解決できるつながりを育みましょう

(3) 地域の福祉活動に関する情報発信と共有の促進を図ります

課題と目標

ここ数年で町内の様々な地域で、住民が主体として活躍する福祉活動や、企業等による慈善活動等、地域に密着した住民主体の福祉活動が増えました。しかしながら地域での福祉活動はなかなか情報を発信する機会がなかったり、情報を受け取る手段が少ないことが多く、このような地域の福祉活動の情報発信を充実させていくことが課題となっています。

地域の福祉活動に関する情報を取りまとめ、だれにでもわかりやすい情報として地域で共有することで、地域の福祉活動を伝えたい人と、福祉課題を抱えた人を結びつける仕組みを作ります。

具体的な取組

- 1) 地域における福祉活動の調査を行います。
 - ・住民や、関係機関、企業や行政等の福祉活動の調査の実施
- 2) 地域福祉マップ（仮）の作製を行います
 - ・地域の福祉活動のマップの作製
- 3) 地域福祉活動の情報発信と活動を希望する住民との結び付けを行います。

- ・必要な人に必要な情報が提供できる様々な情報発信（回覧や広報、インターネット、公共機関や銀行、郵便局、企業による発信等）
- ・生活支援コーディネーターによる情報収集及び発信・利用のための結び付け

☆ワンポイント ~一人一人ができる事~

- 自分の地域にどのような福祉の資源があるかもう一度確認しましょう
- 地域の福祉の情報を、全て共有し関係機関と連携し情報として取りまとめましょう。

3 「ボランティア部門」

～特別な活動から当たり前のボランティア活動へ～

(1) だれもが参加できるボランティア活動を推進します

課題と目標

住民アンケートの結果からも、約6割の住民は条件が合えばボランティア活動に参加する意欲が見られます。活動には、参加したい条件や内容・時間など、気軽に始められることがだれでも参加できるポイントとなります。

だれもが参加しやすいよう、技能や経験、趣味や時間等を活用して、気軽に参加できるテーマ型のボランティア活動を普及啓発していきます。

また、ボランティア団体相互の交流を進めるための機会の提供に努め、生き生きと活動できる環境づくりや相互の交流を促進します。

ボランティア活動をつうじた、豊かで活力ある社会づくり、その社会を支えていくとする人間づくりに寄与できるよう、箱根町と社会福祉協議会が連携し、活動の拠点となる居場所作りや、活動のバックアップ体制を構築します。

ボランティア活動は「特別なこと」ではなく、誰もが参加できる「当たり前のこと」として、身近にボランティア活動があふれるまちづくりを目指します。

具体的な取組

1) ボランティア活動の普及啓発をさらに進めます。

- ・ボランティア育成講座、出前体験講座等の実施
- ・ボランティア活動のとりまとめ、情報の発信

2) テーマ型ボランティア活動（趣味や知識を活かしたボランティア活動）を広げていきます。

- ・できること・時間、など主体性やライフワークにあった活動のための調査
- ・趣味を生かした新たなボランティアや気軽に始められる小数のボランティア活動の推進
- ・団体相互間の交流機会の確保、ボランティア活動のしやすい環境作り

3) ボランティア活動の居場所やバックアップ体制を構築します

- ・ボランティア連絡協議会の開催、事務局による活動支援。助成金事業の運営

☆ワンポイント ~一人一人ができること~

- ボランティア活動に 관심を持ち、一度はボランティア講座などに参加しましょう
- 「特別なこと」とはどうえず、趣味や空いた時間を活かして「気軽に見える活動」を見つけてましょう。

(2) 新たな世代・分野のボランティアを育成します

課題と目標

これからの中のまちづくりには、若い世代の力や福祉分野以外の団体の協力が必要不可欠です。箱根町のこれからを担う若い世代に対して、ボランティアについて学ぶ機会を増やし、小さなころからボランティアという福祉が身近に感じられる環境をつくるため、学校等と連携した福祉教育を積極的に進めていきます。

また、ボランティア活動は福祉分野に限らず、観光等の箱根町の特性を生かした観光ガイドボランティアや、観光施設でのボランティア育成講座の実施、中学生から参加できる雪かきボランティアなど、箱根町らしい誰にでも参加できる地域性豊かなボランティア活動を推進し、箱根町全体でたすけあい・ささえあいの精神を育み、福祉のまちづくりを推進します。

具体的な取組

- 1) ボランティア活動をはじめとした若い世代への福祉教育を実施します
 - ・小中学校を対象とした福祉教育の実施、募金活動への協力
 - ・大学等へのボランティア活動への参加推進
- 2) 箱根町らしいボランティア活動を通じた福祉理念の普及啓発をします
 - ・福祉観光ガイドボランティアや雪かきボランティア等の箱根町の特性を生かしたボランティア活動を通じた福祉理念の普及啓発

☆ワンポイント ~一人一人ができること~

- 家族や友人のなかでもボランティアについて話し合う機会を持ちましょう。
- 仕事や趣味活動など、専門性や地域性を活かして地域貢献できる方法を考えましょう

(3) 災害に強い福祉のまちづくりを目指します

課題と目標

住民アンケートや懇談会において、災害への不安・対策は住民の関心が最も高く、福祉分野においても福祉のネットワークを活用した災害支援は重要項目の一つとなっています。

なかでも災害時のボランティア活動は復興の手助けとして大いに期待されます。

いつ何時発生するかわからない災害に備え、災害時のボランティア活動がスムーズに行われるよう、災害ボランティアセンターの設置運営訓練を行うことや、平時からの福祉の連携を活かした災害時のネットワーク体制の構築を図り、災害に強い福祉のまちづくりを目指します。

具体的な取組

- 1) 災害ボランティアセンターの設置運営に必要な準備を進めています
 - ・災害ボランティアセンターの普及啓発、住民や福祉関係団体、箱根町と連携した訓練の実施
- 2) 平時からのつながりを活かした災害時の福祉ネットワーク体制を構築します
 - ・住民や福祉施設等との災害に関する情報交換等の実施
 - ・福祉関係団体との災害時のネットワーク・相互協力体制の構築
 - ・箱根町と連携した被災者の支援体制の確保

☆ワンポイント ~一人一人ができる事~

- 平時から隣近所や地域とのつながりをもち、災害時に助け合える関係性を築きましょう。
- ほかの地域での災害ボランティア活動に参加したり、活動に関心を持ちましょう

4 「在宅福祉サービス部門」

～誰もが選びやすい充実した福祉サービスの体制を整えます～

(1) 福祉サービスの情報提供の体制を整えます

課題と目標

住民アンケートの調査では、「福祉サービスに関する情報提供の充実」を求める声が多く上がっています。公的サービス・社会保障制度の福祉サービスは、高齢・障がい・子育て、その他各種様々な制度に基づき実施されており、自分に必要な情報が見えづらい状況になっています。多様化・複雑化した福祉ニーズに対し、きちんとした福祉サービスの情報を提供することで、自分に最も適切なサービスが選択できるよう、福祉サービスの情報提供体制を整えます。

具体的な取組

- 1) 箱根町、各制度の相談窓口（各種福祉相談窓口・サービス事業所・行政等公的サービス運営団体等）と連携し情報を集約、提供します。
 - ・お年寄りの便利帳（高齢者に関するサービス一覧表）や社会資源ネットワーク（社会資源の一覧表）の作成、配布
- 2) 年齢や性別、障がいの有無にかかわらずだれもが情報を知ることができる情報発信を行います。
 - ・回覧板や広報紙、インターネットやSNSを活用した情報提供

☆ワンポイント ~一人一人ができる事~

○広報紙（社協はこね等）や回覧板などをよく読み、関心をもって情報を得るように
しましょう

(2) 必要な時に必要な人にサービスが提供できる安心したまちづくりを目指します。

課題と目標

必要な時にしっかりと公的な支援が受けれる体制があって、安心した生活を続ける

ことができます。

箱根町においては福祉サービスを実施する事業所が少なく、充実したサービスの量が確保できているとは言えない状況です。このような中、既存の福祉サービスを有効に活用できるよう、福祉サービス関係者が連携し、箱根町に必要なサービスの把握、確保を行い、必要な時に必要な人にサービスが安定して提供できる、安心したまちづくりを目指します。

具体的な取組

- 1) 行政と協力し、必要な公的サービス・社会保障サービスの確保に努めます。
 - ・地域福祉計画、各種福祉に関する町の計画への参画
- 2) 福祉サービス事業所間の連携を強め、質の高い福祉サービスが安定して供給できる体制を作ります。
 - ・介護事業所等ネットワークなどの福祉サービス関係者同士の横のつながりを活かした情報交換の実施
 - ・住民の福祉サービスに対するニーズや意向調査の実施

☆ワンポイント ~一人一人ができること~

- 箱根町や社会福祉協議会、福祉サービス事業所に対して、要望や意見を積極的に伝えましょう
- 福祉サービス事業所においては、地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらうとともに、住民の声を基にサービスの質の向上を図りましょう。

資料編

1 第6次箱根町地域福祉活動計画策定要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、箱根町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が策定する「第6次箱根町地域福祉活動計画」（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2章 この計画は本会が推進役となり、住民や地域福祉の担い手、福祉サービス事業者等が連携し策定する、地域福祉推進を目的とする民間の活動・行動計画である。

(名 称)

第2条 計画の名称は、策定作業を行う間は仮称とし、計画素案の完成時に正式名称を付することとする。

(計画期間)

第3条 策定する計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5カ年とする。

(策定作業)

第4条 会長は、計画策定に必要な事項を調査・研究し、計画素案を作成することを目的に、ワーキンググループを設置する。

(ワーキンググループ)

第5条 ワーキンググループは本会職員をもって構成し、次にあげる事項を所掌する。

(1) 計画の策定に関するこ

(2) その他計画の策定に必要な事項に関するこ

2 ワーキンググループの会議は事務局長が招集し、事務局長自らもワーキンググループの構成員となる。

(理事会への報告)

第6条 事務局長は、計画の策定にあたり、理事会へ作業の進捗状況の報告を行うものとする。理事は、計画の策定にあたり、策定作業の助言、指導、監修を行うものとする。

(関係者の出席)

第7条 ワーキンググループが必要と認める場合は、関係者の出席を求めて説明及び意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8条 ワーキンググループの設置期間は令和2年9月1日から令和3年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 ワーキンググループの事務局は本会事務局の職員が担当する。

(地域福祉計画策定委員会等への出席等)

第10条 計画の策定にあたり、上位計画である箱根町地域福祉計画と一体性を持たせるため、事務局長及びワーキンググループの委員は、箱根町が設置する箱根町地域福祉計画

策定委員会へ出席し、計画の策定に関し必要な意見を聴取する。

- 2 計画の策定にあたり、広く地域福祉を取り巻く課題やニーズを把握するため、箱根町が実施する住民アンケート調査結果の共有するとともに、事務局長及びワーキンググループの委員は、箱根町が開催する地域懇談会へ出席し、計画の策定に関し必要な意見を聴取する。

(有効期間)

第12条 この要綱の有効期限は令和2年9月1日から令和3年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、計画策定に関し、必要な事項は会長が別に定める

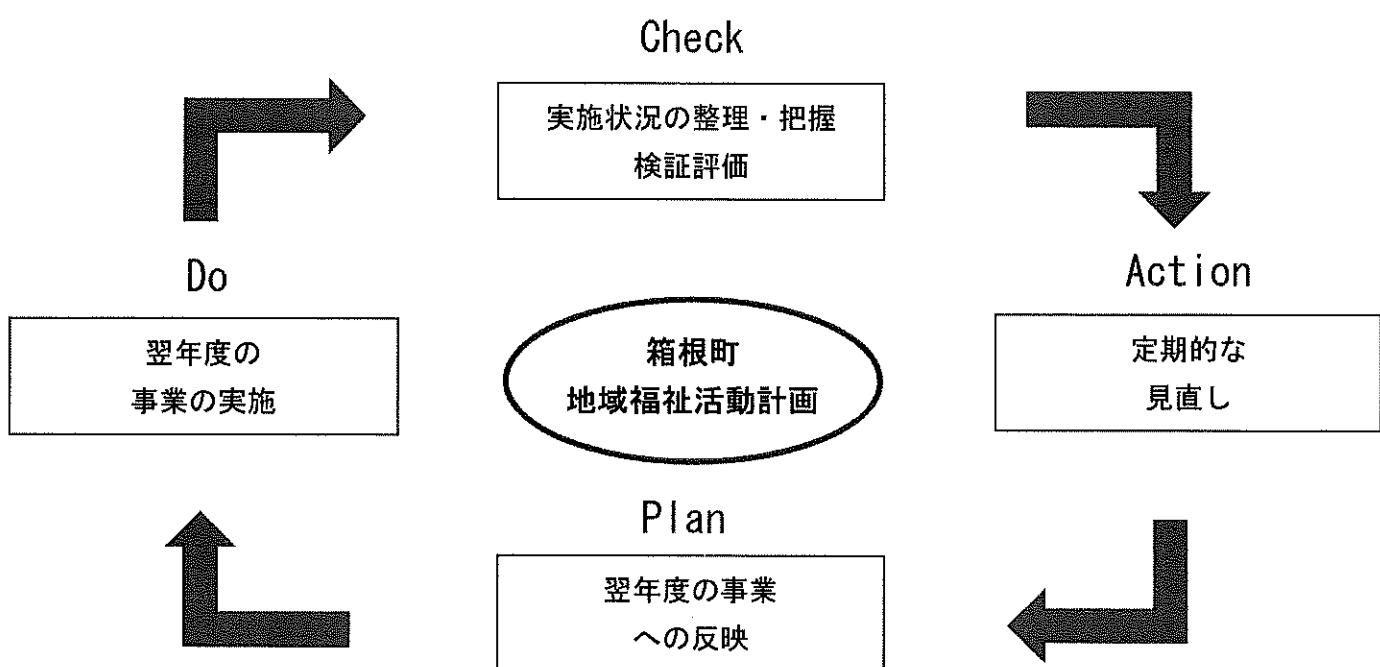
附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

2 計画の進行管理

地域福祉活動計画は、地域住民や各種団体の提言をもとに、「心豊かで生きがいのある“福祉のまちづくり”」を目標として、箱根町の地域福祉計画と一体性を持って推進していきます。

この計画は、PDCAサイクルに則り、定期的（概ね1年に1回を目途）に進捗状況を把握、検証、評価することにより進行管理を行います。



第6次
箱根町地域福祉活動計画

令和3年3月発行
発行・編集：箱根町社会福祉協議会
〒250-0311
神奈川県足柄下郡箱根町湯本 855
電話：0460-85-9000
FAX：0460-85-6888